

我孫子市ファミリーサポートセンター重要事項説明書

入会前に了解いただきたい事項です。必ず全ての項目をお読みいただき、確認欄にチェックの上、署名をお願いいたします。

	確認項目	確認内容	確認欄
1	個人情報の取り扱い	我孫子市ファミリーサポートセンターは、入会申込時にご提供いただく個人情報を、我孫子市ファミリーサポートセンター会則における業務、アドバイザーの業務、相互援助活動のために利用させていただきます。入会にあたっては上記目的のために提供・利用することに同意いただきたくお願いいたします。	
2	援助依頼のお断り	ファミリーサポートはあくまでも地域の中での相互援助活動です。 我孫子市ファミリーサポートセンターのアドバイザーが、提供会員に依頼の打診をして引き受けて頂ける提供会員を探し、決定します。 ※お引き受けできる提供会員がない場合、やむをえず援助依頼をお断りすることがありますのでご了承ください。	
3	報酬の支払い	ファミリーサポートは「事前打ち合わせ票」に沿って子どもの援助を行い報酬を支払う準委任契約です。報酬の支払いは会員が責任をもって行ってください。 センターでは金銭の預かりは行いません。	
4	キャンセル料	前日21時以降のキャンセルについてはキャンセル料がかかります。詳細はガイドブック9ページのとおりとなりますので必ずお読みください。	
5	行なわない援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が優れない時の保育および送迎（病児病後児保育・送迎時を除く。） ・大人のいないところでの送迎 ・宿泊を伴う援助活動 ・利用会員宅の家事援助 ・その他会員双方、センターが合意していない援助活動 	
6	事故が起きた場合	必ずセンターに連絡してください。 活動中に事故が起きたら、事故・災害等緊急時マニュアル（ガイドブック13ページ）に沿って対応してください。 援助活動は会員同士の合意によって成立した契約に基づくものです。 援助活動中に生じた事故は、当事者間で解決していただくこととなります。 提供会員が自動車を運転して、事故を起こし傷害を被った場合は、提供会員には「提供会員傷害保険」、依頼者の子どもには「子供傷害保険」が適用されます。（賠償責任保険、車両保険、依頼子ども以外の同乗者の傷害保険、事故の相手の補償等は、自動車の所有者が加入している任意保険等で対応していただくこととなります。）	
7	お迎え遅れ等が発生した場合	援助活動は会員同士の合意によって成立した契約に基づくものです。 援助活動中に生じたトラブルは、当事者である会員相互間において解決することになり、市が責任を負うものではありません。 ※ファミリーサポートの援助活動は有償のボランティア活動であり、提供会員も絶対に忘れないとも言い切れません。塾への送迎等、遅刻できないような場合には依頼当日に確認の連絡を入れるなど、よりよい活動が行えるよう、事前に当事者同士で打ち合わせをしてください。	
8	その他	我孫子市ファミリーサポートセンター会則、我孫子市ファミリーサポートセンターガイドブック、我孫子市ファミリーサポートセンター病児・病後児ガイドブック（病児・病後児保育利用の登録をする方のみ）の内容について了解いただきたくお願いいたします。	
9	援助活動の人数	援助活動の原則は提供会員1人に対し子ども1人です。（兄弟姉妹は一緒にお預かりします。） 提供会員が複数の類似事業の提供会員等になっている場合、援助活動を同時時間帯に行わないでください。	
10	事前打ち合わせ	お子さんの健康・発達上気になること等についてお申し出ください。	

我孫子市ファミリーサポートセンター

説明者：

私は、ファミリーサポートセンターへの入会に当たって説明を受け同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

児童からみた続柄：

児童氏名：①

②

③